



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	合衆国における「プレーン・フィールド法理」の成立と展開
Author(s)	稲田, 隆司; INADA, Takashi
Citation	北大法学論集, 46(4), 229-244
Issue Date	1995-11-29
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15629">https://hdl.handle.net/2115/15629</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(4)_p229-244.pdf



# 合衆国における「プレイン・フィール法理」の成立と展開

稲田隆司

## 〈目次〉

- 一 はじめに
- 二 プレイン・フィール法理の成立
  1. デイカーソン事件判決
  2. デイカーソンのプレイン・フィール法理
  3. プレイン・フィール法理適用にあたっての問題点
- 三 プレイン・フィール法理の展開
  1. デイカーソン後の下級裁判例
  2. 検討
- 四 おわりに

## 一 はじめに

合衆国憲法修正第四条は、搜索または差押の着手以前に適式な令状を得ることを捜査官に求めている<sup>(1)</sup>。しかしながら、必ずしも全ての搜索および差押が、この令状主義に服するわけではなく、実際には種々の例外が認められている。かかる例外のひとつとして、テリー事件判決によって認められた、「停止および捜検 (stop and frisk)」の例外がある<sup>(2)</sup>。

周知のように、いわゆるテリー捜検は、犯罪捜査にあたる捜査官の安全担保を目的とするものであつて、証拠収集のために行われるものではない。テリー捜検のかかる性質は、テリー判決のコンバニオン・ケースであるサイブロン事件判決<sup>(3)</sup>が、禁制品の発見を目的とする無令状での身体捜検を違憲としたことからも明らかであると言える。しかしながら、テリー捜検の適法な実施中に偶発的に発見された禁制品等についてまで、一律にその差押を禁ずることもまた不合理であると言えよう。これらで、合衆国最高裁は、かかる禁制品等の差押をめぐる問題につき、やはり令状主義の一例外である、「ブレイン・ビュー法理 (plain view doctrine)」<sup>(4)</sup>を適用して解決をはかつてきた。

そして近時、テリー捜検中に発見された禁制品の無令状差押

に関連して、さらに新しい例外が認められた。すなわち、一九九三年六月に下されたディカーソン判決<sup>(5)</sup>において、いわゆる「ブレイン・フィール法理 (plain feel doctrine)」<sup>(6)</sup>が、初めて明示的に認められたのである。

ブレイン・フィール法理とは、警察官が自らの「手の触覚 (sense of touch)」に基づいて感知・発見した禁制品等につき、一定の要件の下で無令状差押を行うことを認めようというものである。用いられる知覚的認識作用に相違はあるけれども、ブレイン・フィール法理とは、ようするに、ブレイン・ビュー法理の一類型と定義することができよう。

さて、ディカーソン判決以前には、ブレイン・フィール法理をすでに採用している州および合衆国下級裁判所が少なからず存在していた<sup>(7)</sup>けれども、これに異議を唱える立場もまた有力であった<sup>(8)</sup>。したがって、合衆国最高裁がブレイン・フィール法理の採用を初めて明示的に承認したことは重要な意味を持つと言え、またそれだけに、同裁判所が、ディカーソン判決において、いかなる理論構成を行っているのかは興味深いところである。他方、新しい法理は、実務における解釈適用の積み重ねを通じて磨かれ、定着して行くものであるから、ブレイン・フィール法理の真の意味を理解するためには、ディカーソン判決後の実

務の運用を検討することが不可欠である。ディカーソン判決が下されてからいまだ日は浅く、裁判例の十分な蓄積があるとは言えないかもしれないが、現時点で参照しうる若干の関連諸判例を概観することによつても、ブレイン・フィール法理の行方について、ある程度の方向性は読み取れるはずである。

本稿では、このような問題意識の下、まず、ディカーソン判決および同判決により承認されたブレイン・フィール法理の意義について考察を試み、次に、ディカーソン判決以後に下された下級裁判所の諸判例が、ブレイン・フィール法理をどのように解釈適用しているかにつき、若干の検討を加えることを目的とする。

【註】

(1) 合衆国憲法修正第四条は次のように規定する。「不合理な捜索および逮捕・差押 (unreasonable searches and seizures) に対し、身体、住居、書類および所持品の安全を担保される権利は、これを侵害してはならない。令状は全て、宣誓または確約 (oath or affirmation) によつて支持された相当な理由 (probable cause) に基づき発付され、かつ捜索すべき場所および逮捕・差押すべき人または物を特定明示していなければならぬ」。

(2) Terry v. Ohio, 392 U. S. 1 (1968). テリー事件ならびに停止および捜検をめぐる議論については、田宮裕『捜査の構造』(一九七一年) 八〇頁以下、渡辺修『職務質問の研究』(一九八五年) 一五〇頁以下、島伸一『捜索・差押の理論』(一九九四年) 三七頁、四二―四四頁、ロラソドV・デルカーメン・佐伯千仞監修・シルビアールプラン・浜野協力・樺島正法・鼎博之共訳『アメリカ刑事手続法概説』(一九九四年) 一二二頁以下などを参照。

(3) Sibron v. New York, Peters v. New York, 392 U. S. 40 (1968).

(4) ブレイン・ビュー法理が初めて認められたのは、クーリッジ判決 (Coolidge v. New Hampshire, 403 U. S. 443 (1971)) であるとされる。また、テリー捜検とブレイン・ビュー法理を組み合わせたのは、ロンタ判決 (Michigan v. Long, 463 U. S. 1032 (1983)) である。ブレイン・ビュー法理の発展と変遷については、島伸一『アメリカ捜査法研究』(3)・完、北海学園法学研究二五巻一号(一九八九年) 一七一頁以下、同・前掲書二一一頁以下、カーメン・前掲書二五六頁以下、酒巻匡『いわゆる『緊急差押』について』内藤古希祝賀(一九九四年) 四三一頁以下などを参照。

(5) Minnesota v. Dickerson, — U. S. —, 113 S. Ct. 2130 (1993).

- (6) プレイン・タッチ (plain touch) と称されることもある。  
 (7) See, e. g., *United States v. Coleman*, 969 F. 2d 126 (CA5 1992); *United States v. Salazar*, 945 F. 2d 47 (CA2 1991), cert. denied, 112 S. Ct. 53 (1992); *United States v. Buchannon*, 878 F. 2d 1065 (CA8 1989); *United States v. Williams*, 822 F. 2d 1174 (1987); *United States v. Norman*, 701 F. 2d 295 (CA4), cert. denied, 464 U. S. 820 (1983); *People v. Chavers*, 33 Cal. 3d 462 (1983); *State v. Guy*, 492 N. W. 2d 311 (1992).  
 (8) なおあたり、*State v. Dickerson*, 481 N. W. 2d 840 (Minn. 1992) を参照。これは、*Dickerson*, 113 S. Ct. 2130 の原審であり、触覚の信頼性の低さおよびプライバシー侵害度の高さに対する懸念を主たる根拠として、プレイン・フィール法理の採用に異議を唱えるものである。

## 二 プレイン・フィール法理の成立

### 1. デイカーソン事件判決<sup>(1)</sup>

事件は次のようなものであった。

一九八九年十一月九日二〇時過ぎ、パトロール・カーで巡回中のローズら二名の警察官が、麻薬密売所として知られる建物

から出てくるデイカーソンを発見した。ローズは、以前その建物で麻薬や武器を差し押さえた経験があった。デイカーソンはローズらの方向に歩き始めたが、ローズと目が合うと方向転換し路地へ入った。ローズは、デイカーソンの一連の行動に強い不審の念を抱いたので、質問を行うためにデイカーソンを停止させた。武器の所持も疑われたので、質問に先立ってテリー捜検を行ったところ、武器は発見されなかったが、薄いナイロン製の上着のポケットに小さなふくらみが感知された。ローズは、着衣の上からふくらみに手を触れ、動かし、まさぐるなどしてその感触を確かめた後に、それをクラック・コカイン (crack cocaine)<sup>(2)</sup> であると判断し、ポケットの内容物を取り出した。すると、これはクラック・コカイン〇・ニグラムを内包した錠剤大のプラスチック製袋であった。デイカーソンは逮捕され、禁制品不法所持罪 (possession of a controlled substance) で起訴された。これに対してデイカーソンは、右差押手続の違法を訴えて証拠排除を求めた。

最終的に、事件は合衆国最高裁に持ち込まれた。同裁判所は、初めて正面からプレイン・フィール法理の採否について判断を求められ、これを採用することを宣言した。<sup>(3)</sup> 判旨は以下のとおりである。

(一) テリー原則に定められた範囲内で活動中の警察官が、手の触覚に基づいて武器以外の禁制品を感知・発見した場合にも、視覚による場合すなわちブレイン・ビュー法理の下での発見に準じて、当該禁制品の無令状差押が許される<sup>(5)</sup>。

(二) ただし、本件の具体的な事案へのブレイン・フィール法理の適用については、これを否定し、差し押さえられたクラック・コカインの証拠排除を命ずる。なぜなら、本件における手の触覚による禁制品の感知・発見は、テリー捜検の法的限界内では行われていなかったからである<sup>(6)</sup>。換言すれば、「対象物の帰責的性質 (incriminating character) は、警察官にとって直ちに明らか (immediately apparent) ではなかった」のである<sup>(7)</sup>。

## 2. デイカーソンのブレイン・フィール法理

これまで、ブレイン・フィール法理の採否すなわち手の触覚へのブレイン・ビュー法理の類推適用の可否については、州および合衆国下級裁判所の間で争いがあった<sup>(8)</sup>。そして、ブレイン・フィール反対論の根拠は、ようするに次の二点に求められる。第一に、触覚は視覚と比較して本来的に信頼性が低いことであり、第二に、触覚は視覚よりもプライバシー侵害度が高いことである。デイカーソン判決は、この二点にどう答えているのか。

以下、この問題の検討を通じて、デイカーソンのブレイン・フィール法理を分析してみることとする。

まず、触覚の信頼性いかにについて検討する。確かに社会通念上、触覚の信頼性が視覚のそれに劣ることは真実であろう。しかしながら、テリー原則が捜検による武器の感知・発見さらにはその差押を許していることに鑑みると、「手の触覚によっても、差押を支持するに足る十分な信頼性をもって対象物の帰責的性質を看破することが可能である」と言わざるをえない。つまり、差押に必要な「相当な理由 (probable cause)」は、手の触覚によっても獲得可能なのである。そしてもちろん、このように理解したからといって、相当な理由の基準が低められるわけではない<sup>(9)</sup>。差押の可否は相当な理由の有無によって判断されるべき問題なのであるから、相当な理由が存在するならば、視覚と手の触覚の信頼性の差異を根拠にブレイン・フィール法理の是非を論じても無意味である。かかる文脈においては、手の触覚の信頼性の低さは、せいぜい、「警察官が可視的でない禁制品の差押を正当化する可能性が相対的に低いことを示すに過ぎない<sup>(12)</sup>」のである。したがって、手の触覚の信頼性の相対的な低さは、ブレイン・フィール法理排斥の根拠とはなりえない。次にプライバシー侵害の程度についてである。一般論として

は、身体への直接的な接触が、視覚による観察と比較して、プライバシー侵害の程度が高いことについて異論はないであろう。この意味で反対論の主張は正しい。しかし、ブレイン・フィード法理の採否をめぐる議論において、視覚および触覚に付随するプライバシー侵害度の直截な比較、いわば両者の裸の比較をする必要はない。なぜなら、ブレイン・ビュー法理にせよブレイン・フィード法理にせよ、それぞれにおいて問題となるプライバシー侵害（一方は観察、他方は身体接触）は、まえもって適法な手段で開かれているプライバシーの範囲内で行われることを前提としているからである。つまり、すでに捜検の適法な着手がなされ一定のプライバシーが開披されている状況下で、かつ問題とされるプライバシー侵害の程度が、その開披されたプライバシーの範囲内にとどまっている限り、触覚によるプライバシー侵害度と視覚によるそれとの差異を直截に比較しても無意味なのである。かかる状況下では、手の触覚は「プライバシーに対するさらなる侵害をもたらすものではない」<sup>(14)</sup>。したがって、視覚と触覚のプライバシー侵害度の差異も、ブレイン・フィード法理排斥の論拠とはなりえない。

このように、手の触覚へのブレイン・ビュー法理の類推適用すなわちブレイン・フィード法理の承認は、極めて常識的な判

断の結果であったと言え、<sup>(15)</sup> 相当な理由の基準の引き下げ、あるいは無令状捜索権限の拡張ないし新設を意味するものでは決してなかったのである。また、これまでに、相当な理由の獲得手段として、すでにブレイン・ビュー法理およびブレイン・オドア法理 (plain odor doctrine)<sup>(16)</sup> が認められていることに鑑みるならば、ブレイン・フィード法理の承認は、先例の流れにそつた必然的な結果である、とも評しうるであろう。<sup>(17)</sup>

ともあれ、ディカーソンのブレイン・フィード法理によって、警察官が対象者の身体に対して適法にテリー捜検を行っている間に、何らかの対象物を手の触覚によって感知し、その対象物が明らかに武器ではないことを認識するより以前に、それが禁制品であることを認識するに至った場合、すなわち対象物の帰責の性質が直ちに明らかなる場合には、これを無令状で差し押さえることが可能となったのである。

### 3. ブレイン・フィード法理適用にあつた問題点

ここまでの分析によつて、ブレイン・フィード法理の何たるかは明らかになつた。理論上は、市民の人権に新たな侵害をもたらすものではなかつたのである。しかしながら、実務上は、警察官らがこの法理を濫用し、<sup>(18)</sup> 本来は許されない無令状捜索の

正当化を試みる危険性は高いと言わざるをえない。以下、かかる濫用の危険が生ずる理由につき、ブレイン・ビュー差押と比較しつつ検討してみることとする。

たとえば、ヒックス事件<sup>(19)</sup>では、銃器の捜索中に発見された盗品のステレオ・セットの差押が、ブレイン・ビュー差押としては許容されないとされている。なぜならば、ブレイン・ビュー法理の下で認められるのは、すでに適法に開披されたプライバシーの範囲内における視覚による感知・発見に限られているにもかかわらず、差押を行った警察官は、ステレオ・セットの製造番号を調べるにあたって、ステレオ・セットに手を触れ、動かしたからである。つまり、ステレオ・セットが盗品であるとは信ずる相当な理由、すなわちその製造番号という情報が獲得される以前に、視覚による観察とは異なる、手での接触という新たなプライバシー侵害が犯されていたのである。

他方、ブレイン・フィール法理の場合はどうだろうか。ディカーソン事件で差押を行った警察官は、ポケットに最初に触れた時点では、対象物を「錠剤程度のサイズの小さなふくらみ」と認識していたに過ぎず、禁制品であると認識していたわけではない<sup>(20)</sup>。同様に、武器である可能性についても言及していないし、そもそもこのような大きさの物が武器であるはずがな

い。してみると、この時点でテリー捜検は終了しなければならなかった<sup>(22)</sup>。それにもかかわらず、警察官は、さらにあくらみに「触れ、動かし、まさぐる」などした後に、これをクラック・コカインと確信し取り出したのである<sup>(23)</sup>。ブレイン・フィール法理によれば、手の触覚によっても対象物の帰責的性質を判断することは可能であるけれども、かかる判断は、まえて適法に開披されたプライバシーの範囲内でなされなければならない。テリー捜検終了後に行われたこの接触は、すでに開披されているプライバシーとは別個の、新たなプライバシーに対する侵害を惹起するものであるから、かかる接触によって得られた相当な理由に基づく差押は、ブレイン・フィール差押としては認められないのである<sup>(24)</sup>。

このように、ブレイン・ビュー法理もブレイン・フィール法理も、裁判所に対して、警察官が差押対象物を禁制品と信ずるに足る相当な理由を得た時期の正確な判断を求めている点とは同じである。しかしながら、ブレイン・ビュー差押では、警察官が、まえて付与された権限を逸脱した時点は比較的明確だと言えるのに対して、ブレイン・フィール差押においては、これは必ずしも明らかではない。手の触覚による感知の場合には、禁制品の感知に至る直前まで適法な捜検と同種の知覚的認識作

用が用いられるので、その適否の限界を事後的に明らかにすることは、視覚による禁制品の発見と比較して困難なのである。したがって、そこに濫用の危険性も生ずることになるのである。

合衆国最高裁は、ブレイン・フィール法理を理論的には認めながら、ディカーソン事件の事実についてはその適用を見合わせた。これは、ブレイン・フィール法理の適否の判断にあたっては、極めて慎重に、懐疑的にすらなるべきであるという判断基準を、下級裁判所に対して宣言したものと見えよう。<sup>(25)</sup> しかしながら、その判断は、相当な困難を伴うものと予想される。したがって、ブレイン・フィール法理の行方は、同法理についての警察官による正確な理解と真摯な運用、そして裁判所によるその運用に対する慎重な判断とコントロールに委ねられることになる。<sup>(26)</sup>

### 【註】

- (1) ディカーソン事件判決 (Minnesota v. Dickerson, 113 S. Ct. 2130 (1993)) の詳細については、島伸一・稲田隆司「ブレイン・フィール法理が合衆国最高裁判所により認められた事例」アメリカ法(一九九五年・掲載予定)を参照。

- (2) 結晶状に煮詰めた中毒性の強い高純度の炭酸コカインで、黄色がかった白色をおび、固形石鹼に似ている。その製造方法は容易で、塩酸コカインに重曹および水を加えてペースト状にし、それを乾燥して小粒にするというものである。安価で携帯に適し、パイプ吸引の方法をとるため注射器使用によるHIV等への感染の危険がなく、即効性があり強力な陶酔感を得られるなどの理由から、アメリカで近年流行している。通常、密売所や路上上で、小さなプラスチック容器に封入して売買される。アメリカの薬物問題をめぐる議論については、上原正夫「悪化するアメリカの麻薬禍とその対策」判タ六二六号(一九八七年)六八頁以下、薬物情勢研究会「諸外国における薬物対策の概況①」警察時報四二巻十一号(一九八七年)三八頁以下、薬物問題研究会「諸外国における薬物乱用の現状(一)」警察公論四二巻十一号(一九八七年)四八頁以下、田村雅幸「アメリカの薬物問題」犯罪社会学研究一三三号(一九八八年)一七七頁以下などを参照。

- (3) 法廷意見の執筆はホワイト裁判官であり、これにはステイブンソン、オコナ、スカリア、ケネディ、そしてスータ裁判官が参加している。スカリア裁判官は、テリー捜検の合憲性そのものに疑問を提示する旨の補足意見を提出し、レーンクイスト長官は、ブレイン・フィール法理を是認した上で、破棄差戻を主張する一部反対意見を提

出している。なお、この一部反対意見には、ブラックマンおよびトーマス裁判官が参加している。

- (4) ディカーソン事件そのものは、テリー捜検中における禁制品の発見が問題となった事例であるが、合衆国最高裁は、「何らかの適法な搜索の間に手の触覚を通じて禁制品を発見した場合に」(at 2137) という文言も用いている。したがって、テリー捜検以外の搜索におけるブレイン・フィール法理の適用いかんという問題が生ずる。この点については、本稿【三】ブレイン・フィール法理の展開】を参照。

- (5) 類推適用の理由については次のように判示されている。「ブレイン・ビュー法理によれば」禁制品の無令状差押は、当該状況下において中立公正なマジストレイトに令状を求めることが実行困難であり、「また、このことを要求しても」修正四条の目的の促進にほとんど寄与しないという理解によって正当化される。同様のことは触覚による禁制品の発見にも言えよう。警察官が、被疑者の着衣を適法にパット・ダウンし、その外観または大きさから、その性質が直ちに明らかとなるような対象物を感じた場合には、武器のための搜索として許容される限界を越える被疑者のブライバシーに対する侵害は存在しない。すなわち、その対象物が禁制品であるならば、この無令状差押は、ブレイン・ビュー法理に内在するのと

同様の実務的考慮によって正当化される」(at 2137)。

- (6) Dickerson, 113 S. Ct. at 2139.  
 (7) Id.  
 (8) 本稿【一 はじめに】(註7)。(註8) 参照。  
 (9) 本稿【一 はじめに】(註8) 参照。  
 (10) Dickerson, 113 S. Ct. at 2137.  
 (11) 合衆国最高裁は次のように言う。「禁制品の発見が視覚によると触覚によるとを問わず、その差押以前にそれが禁制品であると信ずるに足る相当な理由を有すべきとする修正四条の要請が、過度に恣意的な差押に対する防御策なのである」(Id.)。また、see, Dripps, Supreme Court Trims Fourth Amendment with 'Plain Feel' Exception, 29 TRIAL 77 (1993).  
 (12) Dickerson, 113 S. Ct. at 2137.  
 (13) See, Comment, The Supreme Court-Leading Cases, 107 HARV. L. REV. 144, 172 (1993).  
 (14) Dickerson, 113 S. Ct. at 2138.  
 (15) The Supreme Court-Leading Cases, supra, note 13 at 172.  
 (16) See, e. g., United States v. Johns, 469 U. S. 478 (1985). これは「マリファナの内在が匂いから明らかなる容器に対する無令状搜索が問題となった事件である。合衆国最高裁は、明示的ではないが、嗅覚によっても相

当な理由が正当化される場合のあることを認めた。詳細は、指宿信「アメリカ捜査法研究(1)」北海道法学会研究二四巻一号(一九八八年)六二―七〇頁参照。

- (17) See, *The Supreme Court-Leading Cases*, *supra*, note 13 at 171-172.
- (18) 合衆国における無令状捜索差押権限の濫用の現状については、島伸一『捜索・差押の理論』(一九九四年)一九七頁以下を参照。
- (19) *Arizona v. Hicks*, 480 U. S. 321 (1987).
- (20) See, *Dickerson*, 113 S. Ct. at 2138.
- (21) *Id.*
- (22) デイカーソン判決の意義は、テリー捜検の限界を極めて厳格にとらえ直した点にも求められる。See, *The Supreme Court-Leading Cases*, *supra*, note 13 at 170.
- (23) See, *Dickerson*, 113 S. Ct. at 2138.
- (24) See *id.* at 2138-2139.
- (25) See, *The Supreme Court-Leading Cases*, *supra*, note 13 at 173-174.
- (26) See, *id.* at 175.

### 三 プレイン・フィール法理の展開

#### 1. デイカーソン後の下級裁判例<sup>(1)</sup>

まず、デイカーソン判決後に下された一連の下級裁判例について、それぞれの事実と判旨を簡単に紹介する。

ボンセ事件<sup>(2)</sup>。酩酊者が運転していると思われる自動車を発見したヤンシー捜査官は、これを停車させ捜査に着手した。運転者はボンセであった。武器の所持が疑われたので、ヤンシーはボンセの上半身、腰回り、足首などについて素早くパット・ダウンを行ったが何も発見できなかった。ヤンシーは、その後ボンセのズボンのポケットについてさらに捜検を行い、右のワッチ・ポケットに「小さなふくらみ」を感じた。ヤンシーは、この時点ではこのふくらみの性質について断定しかねていたが、さらに接触を継続した結果、その感触から紙幣の束に包まれた剃刀の刃かもしれないと考えるに至り、これを取り出した。それは煙草の巻紙に包まれた少量のヘロインであった。

この行為はプレイン・フィール差押としては認められない<sup>(3)</sup>。証拠上、対象物の帰責的性質は直ちに明らかでなかったことがうかがわれるからである。

ヒュー事件<sup>(4)</sup>。麻薬密売人であるヒューは、警察の情報提供者

からコカインを購入したい旨の申し出を受け自動車で自宅を出たところを、張り込んでいたマルンキストら二名の捜査官に発見された。マルンキストは、ヒューに対してテリー捜検を行い、ズボンの左前ポケットに小さなふくらみを感じし、クラック・コカインであると即座に判断して取り出した。これは、九個に分包された合計二・五グラムのクラック・コカインであった。

この差押はブレイン・フィール差押と認められる。証言によれば、マルンキストは、ヒューのポケットに触れたときに、直ちに「そのふくらみをクラック・コカインに違いないと考えた<sup>(5)</sup>」という。「彼は第一印象で対象物を禁制品と判断したのであり、対象物に対するさらなる接触はなかった」のであるから、対象物の帰責的性質は直ちに明らかだったのである。

ギブソン事件<sup>(7)</sup>。アムトラック鉄道警察のクック捜査官は、乗客の中に不審な人物ギブソンを発見し、麻薬運搬人に違いないと考えた。そこで、テリー捜検を行ったところ、ギブソンのズボンの左ポケットのあたりに、「平らで硬い物体を感じした<sup>(8)</sup>」。

それは、「通常ズボンのポケットに入れておくような鍵束やアドレス帳等とは異なる物体と思われた<sup>(9)</sup>」ので、クックはギブソンを車輻付属のトイレへ連行し、トイレ内でギブソンの二枚のズボンを脱がせて、白色固体を内包したプラスチック製袋を発

見した。

トイレ等における搜索は、適式な逮捕に起因する場合をのぞいて修正四条に違反する。したがって、トイレ内での搜索に着手する以前に相当な理由が備わっていなければならないが、手の触覚によって「硬く、平らで、角張った」物体を感じしたというだけでは相当な理由が存在したとは言えない。なぜならば、「クックは、当該対象物について、通常ポケットに入れて持ち運ぶような物体とは感じられなかったと証言しているけれども、彼自身がバット・ダウンの最中にどのくらいの頻度で、かかる物体に遭遇した経験があるかについて証言していないし、この種の物体が犯罪にかかわるものであることについても、経験に照らした言及をしていない<sup>(10)</sup>」からである。

シアボ事件<sup>(11)</sup>。警察の情報提供者が、麻薬密売人であるウインターに接触し、紙幣番号を控えた現金で相当量のコカインを購入した。捜査官らはウインターを追跡するとともに、ウインターに麻薬を卸していると目されるシアボの行動にも注目した。数時間後、ウインターがシアボと接触を持ったため、州警察のダフィ捜査官はシアボの自動車を追跡し停車させ、テリー捜検を行った。捜検の過程でシアボの上着の左胸部分に大きなふくらみを感じされたが、ダフィは、この時点では、その性質につい

て判断できなかった。捜検終了後、シアボが上着の前をはだけたところ、内ポケットに茶色の袋が見えた。袋の中身についてシアボに質問すると現金だというので、取り出して中を調べると、数時間前に情報提供者がウインターに支払った紙幣の束が出てきた。

ダフィは聴聞での証言において、捜検終了時点ではふくらみの内容物が何であるかについては判断できず、袋を取り出して中身を確かめて初めて、それが差押対象物たりうることを認識したと述べている。したがって、対象物の帰責的性質は直ちに明らかであったとは言えず、ブレイン・フィール法理は適用されない。

<sup>(13)</sup>クラフト事件。クラフトは空港を出たところで警察官にパット・ダウンに応ずるよう求められ、これを承諾した。パット・ダウンを行ったところ、警察官はクラフトの足首のあたりにふくらみを感じし、即座にこれを麻薬と確信してクラフトのズボンの裾をめくった。クラフトの足首には、テープで容器がくくりつけられており、中にはコカインとヘロインが入っていた。

第一に、デイカーソン判決が、「何らかの適法な搜索の間に手の触覚によって禁制品を発見した場合」に、<sup>(14)</sup>ブレイン・ビュー法理の類推適用があると判示している以上、ブレイン・フィー

ル法理は、テリー捜検の場合のみならず、「承諾に基づくパット・ダウンに対しても同様に適用される」<sup>(15)</sup>。第二に、本件の無令状差押は、ブレイン・フィール差押と認められる。なぜならば、差押を行った警察官の証言によれば、「空港の麻薬捜査官としての七年間の勤務経験から…、「クラフトの」足首のふくらみに触れたときに、このふくらみが規制対象物を入れた容器であることは、彼にとって直ちに明らか」<sup>(16)</sup>であったからである。

<sup>(17)</sup>アシュレイ事件。警察官ヘアーストンは、薬物所持の疑いを抱いたため、アシュレイに対して身体捜検を行いたい旨を告げ承諾を得た。このパット・ダウンの過程で、アシュレイの鼠蹊部のあたりに硬い物体が感知された。ヘアーストンは、自身の経験に照らして、この対象物が麻薬であることは間違いないと考えたため、アシュレイのズボンを脱がせ、下着から突き出している茶色の紙袋を発見し取り出した。中にはクラック・コカインの入ったプラスチック製袋が入っていた。

この、ズボンを脱がせた上でのクラック・コカインの発見は、先行する承諾搜索とは別個の無令状搜索を構成する。したがって、ズボンを脱がせる以前に相当な理由が具備していなければならないが、相当な理由は存在していた。なぜならば、証言によれば、ヘアーストンは、「薬物犯罪捜査のベテランであり、麻

薬の隠匿および運搬方法に精通していたために<sup>(18)</sup>、最初のパット・ダウンで対象物に「そっと触れ、軽く叩く」ことによつて、それをクラック・コカインと直ちに判断可能だったからである。

## 2. 検討

以上、ディカーソン判決以後に下された、ブレイン・フィール法理に関する下級裁判例を概観してきた。この結果、まず注目されるのは、クラフト事件およびアシュレイ事件において、テリー捜検以外の場面でもブレイン・フィール法理の適用が認められていることである。いずれも麻薬所持の疑われる者に対する承諾捜索の事案であるが、クラフト事件の裁判所は、「ディカーソン判決において宣言された、令状主義に対するブレイン・フィール例外は、承諾に基づくパット・ダウンに対しても同様に適用されると思料する<sup>(19)</sup>」と述べている。これにより、ブレイン・フィール法理の適用場面は広げられたことになる<sup>(20)</sup>。

次に注目すべき点は、ブレイン・フィール法理の適用に際して懸案となつてきた、差押対象物の帰責的性質が直ちに明らかであったか否かの判断にあつて、おおむね厳しい態度がとられていることである。この点を確認してみよう。

例えば、ヒュー事件においては、テリー捜検中に感知・発見

されたクラック・コカインの差押が、ブレイン・フィール差押として認められている。その理由は、警察官は、「第一印象で対象物を禁制品と認識しており、当該対象物に対するさらなる接触は存在しなかつた<sup>(21)</sup>」からであつた。つまり、対象物に最初に触れた時点で、その帰責的性質は警察官にとつて直ちに明らかであつたと認定されているのである。他方、ボンセ事件では、テリー捜検中に感知され、結果的にヘロインであることが判明した対象物の差押について、ブレイン・フィール法理は適用されず違憲とされている。また、シアボ事件でも、差し押さえられた相当額の紙幣が証拠排除されている。その理由は、「小さな事件の警察官は、対象物に最初に触れた時点では、「小さなふくらみ」と認識していただけであり、シアボ事件でも、警察官は対象物への最初の接触時には「ふくらみ」と認識していたに過ぎず、「対象物である」袋を取り出し、その内容物を確かめた後に初めて、そのふくらみが何であるかを判断できた<sup>(22)</sup>」からである。いずれの場合も、対象物の帰責的性質は、直ちに明らかではなかつたといふのである。

直ちに明らかであつたか否かの判定にあつては、まえもつて権限付与されている捜索行為の限界点が重要な意味をもつところ、ディカーソン判決は、武器の不存在が明らかになつたと

きにはテリー捜検は終了しなければならぬこと、つまりテリー捜検の許容範囲を厳しく再確認した上で、「武器の不存在が明らかかなポケットの内容物に触れ、動かし、まさぐった」警察官の行為を厳しく弾劾していた。この点につき、右に挙げた三事例においては、直ちに明らかであったか否かの判断にあつて、「最初の接触」あるいは「第一印象」で明らかであつたか否かが重視されている。すなわち、いずれの事例においても、裁判所は、最初の接触をテリー捜検終了の基準時と規定した上で、禁制品の感知・発見は基準時より以前か以後かという判断を行っているのである。直ちに明らかであつたか否かの判断に際して、下級裁判所が示したかかる態度は、ブレイン・フィール法理の適用にあつては極めて慎重でなければならぬとす(23)るデイクソン判決の姿勢を、良く反映しているものと評価できるだろう。

もつとも、「直ちに明らか」とは、常に、「最初の接触で直ちに明らか」ほどの厳密さを求められるものではないだろう。対象物の形状等によつては、さらなる接触が許される場合もあるだろうし、テリー捜検以外の搜索においては、その限界が異なってくるはずだからである。この点については、例えば、麻薬所持が疑われる者に対する承諾捜検におけるブレイン・フ

イール法理の適用が問題となつたアシュレイ事件では、警察官がアシュレイの鼠蹊部のあたりに硬い物体を感知し、さらに「そつと触れ、軽く叩く」などして感触を確かめた後に、これをクラック・コカインと判断したことにつき、対象物の帰責的性質は直ちに明らかであつたと認定されている。(24)テリー捜検におけるブレイン・フィール法理の適用が問題となつたヒュー事件、ボンセ事件およびシアボ事件と比較すると、直ちに明らかであつたか否かの認定は緩やかである。搜索の目的が異なれば、その適法範囲も変化することを示す一例と言えよう。

最後に、相当な理由が備わっているか否かの判断基準について見ておこう。この点につき、たとえばギブソン事件では、警察官は「バット・ダウンの最中にどれくらいの頻度で、かかる物体に遭遇した経験があるかについて証言していないし、この種の物体が犯罪にかかわるものであるということについても、経験に照らした言及をしていない」として、相当な理由は存在しなかつたと認定されている。他方、アシュレイ事件の裁判所は、警察官がそれまでに十数回も同様の状況下で麻薬を発見した経験がある旨の証言をしているとして、ギブソン事件との相違を指摘しつつ、相当な理由は存在していたと認定している。(25)また、同様にクラフト事件でも、差押を行った警察官の七年間

におよぶ勤務経験が重視されている<sup>(27)</sup>。このことから、相当な理由の有無の判断にあたっては、差押を行った警察官の「経験に基づく証言」が重要な役割を果たしていることがわかる。

【註】

- (1) 本稿においては、合衆国控訴裁判所の裁判例のうち、引用可能なものを検討の対象とした。
- (2) *United States v. Ponce*, 8 F. 3d 989 (CA5 1993).
- (3) ただし、最終的には承諾に基づく搜索および差押として適法とされている。
- (4) *United States v. Hughes*, 15 F. 3d 798 (CA8 1994).
- (5) *Id.* at 802.
- (6) *Id.*
- (7) *United States v. Gibson*, 19 F. 3d 1449 (CADC 1994).
- (8) *Id.* at 1450.
- (9) *Id.*
- (10) *Id.* at 1451.
- (11) *United States v. Schiavo*, 29 F. 3d 6 (CA1 1994).
- (12) *United States v. Winter*, 826 F. Supp. 33 at 37 (D. Mass. 1993).
- (13) *United States v. Craft*, 30 F. 3d 1044 (CA8 1994).
- (14) *Minnesota v. Dickerson*, 113 S. Ct. 2130, 2137 (1993).
- (15) *Craft*, 30 F. 3d at 1045.
- (16) *Id.*
- (17) *United States v. Ashley*, 37 F. 3d 678 (CADC 1994).
- (18) アマストンは、本件以前にも十数回、鼠蹊部に麻薬が隠匿されていた事例を経験していたという。*Id.* at 681.
- (19) *Craft*, 30 F. 3d at 1045.
- (20) もっとも、「ディカーソン判決でも、「何らかの適法な搜索の間に手の触覚を通じて禁制品を発見した場合」という文言が用いられており、「テリー搜索以外の搜索中におけるブレイン・フィール差押を否定する趣旨ではない」とはすでに述べた。本稿【二ブレイン・フィール法理の成立】(註4)参照。
- (21) *Hughes*, 15 F. 3d at 802.
- (22) *Schiavo*, 29 F. 3d at 8.
- (23) See Comment, *The Supreme Court-Leading Cases*, 107 HARV. L. REV. 144, 174 (1993).
- (24) *Ashley*, 37 F. 3d at 681.
- (25) *Gibson*, 19 F. 3d at 1451.
- (26) *Ashley*, 37 F. 3d at 681.
- (27) *Craft*, 30 F. 3d at 1045.

## 四 おわりに

ディカーソンのプレイン・フィール法理は、従来の無令状差押についての先例の流れにそったものであり、これをほんのわずかに前進させるに止まるものであった。少なくとも理論上は、反対論が危惧していたような無令状搜索権限の不用意な拡張ないし新設を意味するものではなかったのである。しかしながら実務上は、この法理は、手の触覚に固有の性質ゆえに、本来は不適法な無令状搜索の正当化をはかるための道具として濫用される危険性を伴うものであった。

合衆国最高裁は、手の触覚に基づく相当な理由の獲得が武器の所持の判明後になされていたとして、ディカーソン事件へのプレイン・フィール法理の適用を否定した。このように判示することにより、同裁判所は、プレイン・フィール法理に内在する危険性に対する懸念を表明し、同法理の適用にあたって以後とられるべき慎重な態度を下級裁判所に示そうとしたのである。

これまでのところ、この合衆国最高裁の意図は、おおむね正しく理解されているように思われる。相当な理由の獲得された時期の認定にあたって、下級裁判所が慎重な態度をとっている

ことがうかがわれるからである。しかしながら、他方で、下級裁判例の中には、プレイン・フィール法理の適用範囲を拡張しているものも見られる。ディカーソン判決において、すでに予定されていたこととはいえ、この点は若干気になるところではある。

プレイン・フィール法理は歩き始めたばかりであり、その行方はいまだ定まってはいない。本稿においては、プレイン・フィール法理の内容に検討を加えるとともに、現時点での同法理の展開の状況についても若干の考察を試みたが、これはもとより十分なものとは言えない。プレイン・フィール法理の真の姿が明らかになるまでには、さらに判例の蓄積を待たなければならぬ。したがって、今後も、下級裁判例の動向を注意深く見守って行く必要がある。